

保育所保育指針への意見

日本保育学会会長 小川博久

保育所は、多様化する保育ニーズに対する保育施策の実施（エンゼルプラン等）のもとで、乳幼児保育の需要の多様化に対応する実践を求められてきた。子育て支援センター等、多様な施設の設立の中で、保育所の基本的性格を明確にした上で、様々な施設、家庭、地域との連携をはかる必要性があり、今、保育所指針の見直しの必要性は高いと思われる。保育学の立場から提言を述べたい。

1、 保育所保育指針の性格について

- (1) 権利条約に則り、幼児の立場に立った保育を実践すること。それは、幼児の生活のリズムに合った、幼児の自己活動を重視し、主体的な遊びや集団的活動が展開されること、子どもの意欲が生かされるような環境構成がなされること。特に、保育所保育指針で「生活のリズム」を重視するという原則を置いてほしい。
- (2) 保育所は、家庭の保育機能を代替するという意味で、父母との子育て情報や指導体制の連携を明確にすると共に、相談・指導体制を確立してほしいこと、特に保育機能を市場原理に従って、消費行動の一端としてしかとらえない父母に対して、養育者と幼児とのよき関係性のモデルの役割を発揮するとともに相談機能をも発揮してほしいことを内容にすべきである。

2、 養護及び幼児教育の充実に関して

- (1) 生活習慣の確立は、これまで保育所において、特に重視してきた原則である。毎日、同じことを繰り返し行うこと、いわば、当然きわまりないことの様に考えられてきた。しかし、省力化し、消費生活化した家庭生活で育った幼児も、保育者さえもこうした生活行為の遂行において欠落が見られる。特に食育のその兆候がみられている。したがって、養護および教育を保育所において望ましい生活パターンとして構成する意識でとりくむ必要がある。つまり、いかにして健全な幼児の生活パターンは構成されるかという点での専門性が求められる。
- (2) 保育所保育指針で遊びの重要性を指摘している点には賛同できるが、異年齢の豊かな編成の割には、遊びの伝承が幼稚園に比べると少ないし、遊びの援助の仕方も十分に実践されていない。この点における保育者の力量を育てる必要がある。長時間保育であるという点で、幼児の生活や遊びを豊かに育てるという意識が保育者に足りないと思われる。遊びも自然発生的に生まれるものでも、教授的に指導するものでもなく、環境と援助で構成するものであるという点で、保育者の研修が求められる。
- (3) 幼児の発達を保障する年齢によるクラス編成について
保育所の保育を見て感ずるのは、0歳～3歳未満と、3歳～5歳クラスとの間に断絶がみられる。複数の養育者と数名の幼児という安定した生活空間から、3歳～5歳クラスになると、急に大きな集団に2名の保育者が机を中心に保育が行わ

れるというスタイルは、幼児にとっても大きな変化であり、それは畳の生活から床に机の生活への変化にも魅せられている幼児の不安定性が露見されるところが多い。再考すべきである。

- (4) こうした幼児の望ましい生活のあり方を構想し、実践するというスタイルを保育所がつかうことが、幼小連携のベースになったほしい。現在、幼小連携は、小学校主体になっており、教科内容のレベルで考えると、幼少連携は、トップダウンになってしまう。保育所での生活スタイルの確立が小学校教育へと連携すべきであることを指針に盛ってほしい。

3、 地域の子育て支援の拠点としての保育所の機能について

現在、多くの家庭はその機能を省力化と消費化に負っている。この二つの機能は、家族の成員が集団としてコミュニケーションを交わす必然性を喪失させている。その点で、消費行為に代替させることが一番困難で、それゆえ労力を必要とするのが子育てである。子育てのストレスが一番大きいと共に、上手に子育てにかかわれば、子育てが夫婦や家族の成員にとって一番コミュニケーションを必要とし、かつそれゆえに、家族の楽しみの結び目になる可能性も大きい。とすれば、共働きのための保育所に子どもを預けることが、お互いの家族のディスコミュニケーションになるのではなく、家族の交流の結節点となるためには、第一に、保育所が幼児にとっての「居場所」になり、かつ、幼児の「居場所」が父母にとっても、家庭保育の支援の拠点になる必要がある。保育所が父母にとっての子育ての相談所となり、親と子の出会いの場となれば、それが地域の子育ての支援の中核になる可能性もある。なぜなら、現在、都市化された地域では、行政区分が必ずしも大人にとっての地域性とはならない。唯一、幼児の生活圏である保育所が幼児たちの結節点になることによって、それは幼児を媒介した大人たちの結び目になる可能性もあるのである。その点で、保育者は子育てのコーディネーターであるとともに、父母たちの地域性のコーディネーターになる可能性を追求すべきである。

4、 保育士の資質向上の改善の取り組みを促す評価の仕組み

以上の保育所の役割を遂行するにあたっては、保育者の資質向上は欠くことができない。その点から、保育者の研修と評価の問題は、欠くことができない。保育所の役割の多様化に伴い、職員の研修が欠くことができない。

- (1) 保育所の機能が多様化している中で、①保育時間の多様化に伴う養護・教育機能の多様化に伴う、配慮事項の多様化への専門性の確立（例：夜間保育に伴う、幼児の生活面に於ける配慮事項）②子育て支援機能に伴う親との相談、家庭保育への指導案におけるコーディネーターとしての専門性、③特別支援機能に伴う専門性の確立等についての専門性を確立することが求められる。
- (2) 幼稚園と比較して、対象とする幼児の発達年齢の範囲が広く、保育上の問題にすべき事項もはるかに多様であるにもかかわらず、従来保育者の専門性は、託児機能に置かれていて、特に幼児の発達を保障する教育機能に対する研修、たとえば、幼児の遊びを援助することについての現場研修、公開保育などを行うことがな

れてこなかった。この点では幼稚園教諭（公立）の方がはるかに恵まれていた。この点を大幅に改善する必要がある。

- (3) 保育時間が長時間であることゆえに、保育者の現場研修の期間も、それを指導する体制も全く不十分である。
- (4) 保育所の機能の多様性は、保育時間、保育内容、発達年齢の範囲から見ても、その専門性の範囲は、幼稚園教諭よりも、多様であるはずなのに、幼稚園教諭よりも、研修体制が不十分であるというのは、まったくおかしい。この点の改善が望まれる。
- (5) 近年、保育者の評価に関しては、第三者評価のシステムが確立した。保育制度が今日ほど、経済や政治上の諸問題と直結している現状の中で、第三者評価を設立することは、時代の要請としてやむをえないことである。しかし、こうした外部評価は、保育者の自己研修・評価、保育者相互の評価が専門性に基いて行われるのが常識である。医療業務の専門性の評価は、医療という営みの専門性に基いて行われるのと同様である。保育という営みが教育という営みと同様であるとすれば、教育評価の本質は、子どもの発達保障に基づく自己評価が基本にあるのである。とすれば、こうした内部評価を無視して、外部評価を優先させることは、保育者の専門性の確立とは一致しない。少なくとも近代社会システムにおける専門性の確立は、自らの行為についてのメタ認識にあるからである。（自分の行為についての反省的知識をもっていること）
- (6) 保育者養成について、現在、保育者養成は、短期大学を中心に行われている。そして今、保育者養成期間において、看護師、医師養成などのカリキュラムを厳しくチェックする体制を厚生労働省はとっている。例えば、授業のコマ数を15回確保するといったこと、このことは、原則としては、妥当だといえる。しかし、この原則が良き結果をもたらすのは、養成機関で保育者養成を担当するスタッフが十分確保されてはじめて意味を持つ。最低条件のスタッフでこのカリキュラム条件を充足せよということは、保育者養成従事者の労働条件も研修条件も無視し、ノルマ達成のみを要求することになる。養成される保育士希望者にとっても、ノルマのみを達成することを求めることになる。保育という営みの豊かさや、人間性を尊重することには、全くなならない。その点の再考を望む。